様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附加	禹機 関	等の名	3 称	令和元年度第2回みよし市都市計画審議会
開	催	日	時	令和元年8月19日(月) 午後1時30分から午後2時20分まで
開	催	場	所	みよし市役所3階研修室1、2
出	席		者	【委員】 三宅章介会長、宮崎幸恵副会長、佐藤雄哉、藤川仁司、 加島卓(豊田加茂建設事務所長代理)、岩田信男、石川育 生、鈴木ともよ 【事務局】 都市建設部柴田部長、都市建設部小嶋次長、都市計画課 舟橋主幹、鈴木主任主査、加藤主任主査、小野主任主査
次	回 開 催	予定	3 日	令和元年12月頃
問	合	せ	先	都市建設部都市計画課 鈴木 電 話 0561-32-8021(直通) メール toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下机	闌に掲載	する。	もの	議事録全文・議事録要約
審	議	経	過	別紙のとおり

会 議 録

会議名	令和元年度第2回みよし市都市計画審議会
日時	令和元年8月19日(月)午後1時30分から午後2時20分まで
場所	市役所3階研修室1、2
出席者 (敬称略)	三宅章介、宮崎幸恵、佐藤雄哉、藤川仁司、加島卓(豊田加茂建設事務所長代理)、岩田信男、石川育生、鈴木ともよ (事務局):都市建設部 柴田部長、小嶋次長 都市計画課 舟橋主幹、鈴木主任主査、加藤主任主査、小野主任主査
次第	 接拶 報告事項 (1) 福田池下地区計画について (2) みよし莇生山田地区計画について 3 その他
委員名等	質問・意見
都市建設部次	定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、お集
長	まりいただきまして、ありがとうございます。これより、令和元年度第2回みよし
	市都市計画審議会を始めさせていただきます。なお、本日、豊田警察署の安藤委員
	と鰐部委員より欠席の御連絡をいただいておりますが、審議会条例第6条第1項の
	規定により委員の2分の1以上の出席がありますので、会議が成立していることを
	報告させていただきます。それでは、始めに会長より挨拶を申し上げます。
三宅会長	皆さん、こんにちは。暑いですね。我々が小さい頃は、確か33度か34度だっ
	たんですけど、完全に地球温暖化になっていると思います。40度を超えることは
	なかったですけどね。それはさておきまして、今日はこの前見学していただきまし
	た地区計画の報告がございますので、よろしくお願いいたします。今日は、次第の
	ように福田池下地区計画とみよし莇生山田地区計画の二つが予定されていますの
	で、よろしくお願いいたします。
都市建設部次	ありがとうございました。それでは審議に移りたいと思いますが、審議会条例第
長	5条第4項の規定により、会長が審議会の進行をすることになっておりますので、
	三宅会長よろしくお願いいたします。
三宅会長	お手元の資料によって進めていきたいと思います。時間は、1時30分から2時
	30分を予定しております。よろしくお願いいたします。それでは事務局のほうか
	ら、報告事項の1、福田池下地区計画についてお願いします。
都市計画課主	都市計画課の舟橋です。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきま
幹	す。報告事項の一点目、福田池下地区計画について説明させていただきます。
	前回の都市計画審議会でも福田池下地区計画の報告をさせていただきましたが、
	その際、委員の皆様より御指摘いただきました点について、御報告をさせていただ
	きます。資料2ページをご覧ください。前回の計画では、「建築物等の用途の制限」

のところで、建築基準法別表第2に定めるアスファルトの精製やアスファルト、セ メント等の製造、危険物の貯蔵又は処理に供するものを制限していました。この内 容につきまして「なぜ、これらを制限するのか」とのご質問をいただきました。こ ちらにつきまして、再度検討させていただいた結果、今後どのような業種の企業が 来るのか現時点では分かっていないことや幅広い業種を選定していくことを考慮し まして、これらの制限を削除することにしました。 次に資料4ページをご覧ください。前回の審議会において、建築物等の用途の制 限が、赤い斜線部分の地区整備計画区域内にのみに適用され、白抜きの地区整備計 画区域以外の部分に適用されないため、地区整備計画で建築の規制を行うものが、 白抜きの部分に建ってしまうことに対しまして、御指摘をいただきました。資料5 ページを見ていただきますと、今回市街化区域に編入する区域の隣接地に工業専用 地域がございます。現在土地利用がなされているこの場所で新たな建築物を建てる 場合、特段の規制はできない状態でございます。今回の地区計画区域内につきまし ても、開発区域から除外している白抜きの区域につきましては、既に土地利用がさ れている状態であり、隣接地と同様、この区域に新たな規制を設けることは難しい と考えられるため、市としまして今回このような計画で進めていきたいと考えてい ます。 最後に今後のスケジュールでございますが、愛知県との事前協議を行い、都市計 画法に基づく縦覧を行った後、12月に都市計画審議会に諮り、皆様に御審議をお 願いしたいと考えています。その後、愛知県との協議を経まして、令和2年3月に 都市計画決定を行うことを予定しています。以上、報告事項一点目の説明とさせて いただきます。 三宅会長 ありがとうございます。何かありますか。用途の変更が少しあったということで すね。 都市計画課主 はい。 幹 三宅会長 ちょっといいですか。用途の制限のところで、カラオケボックスなんかは分かり ますが、「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」は、これは個人の主義、主 張に反するということですか。 都市計画課主 工業専用地域には、こういうものはあまりふさわしくないのかな、というところ 幹 で、こういったものや、畜舎や公衆浴場については、地区整備計画区域内について は制限させていただきたいということです。 三宅会長 公衆浴場というのは、いわゆる銭湯ではなくて、スーパー銭湯ですか。 都市計画課主 そういうものも含まれます。 幹 三宅会長 畜舎は臭いがするということですね。 都市計画課主 そうですね、臭いは遠いところまで臭ってきますから。 幹 藤川委員 開発に至って、近隣の同意がいると思いますが、南側は刈谷地になり、刈谷との

	近隣同意は取れていますか。
都市計画課主	昨年度から調整をさせていただいておりまして、問題はないということで回答を
幹	いただいております。
藤川委員	全地権者問題はないですか。
都市計画課主	地権者の方も買収させていただいており、今のところ同意をいただいております
幹	ので、問題はないと思っています。
藤川委員	境界線より向こうが刈谷市なんですね。
都市計画課主	そうです。
幹	
石川委員	先程の委員長の話の建物の用途制限ですが、これは既存の工業用地がありますけ
	ど、そことは整合していますか。
都市計画課主	既存の隣接しているところについては、地区計画等は何もかかっていない状態で
幹	すので、用途地域の制限のみかかっているという状態でございます。今回、地区計
	画をたてる部分の中で、先程の赤い斜線の部分が今回の地区計画の整備区域という
	ことで、先程御説明したカラオケボックスだとか畜舎だとか、そういったものにつ
	いては地区計画の整備区域の中だけ、今回かけさせていただくということですので、
	既存の工業専用地域につきましてはそういった規制はかかっていないということに
	なります。
鈴木委員	よくある企業さんなんかでは、自分のところに神棚さんを置くみたいな感じで、
	鳥居をやってらっしゃるところを見かけますが、そういったものは神社というより
	も個人の、と言われたらと思って、ふと思ったんですけど。社長さんの思いが、と
	いうか。
都市計画課主	よくありますね。敷地の中に。
幹	
鈴木委員	そうです。ちょっとした社のような。
都市計画課主	今御指摘いただいたことについては、今お答えすることができませんので、一度
幹	確認させていただいてまた御返答させていただきたいと思います。
都市建設部次	基本的には、その敷地の主要用途で捉えますので、そこが工場とか会社であれば、
長	そこにくっついている附属建築物ということで。
鈴木委員	そうですよね。神社とはね。
都市建設部次	神社とは捉えないでいいと思います。また確認して御返答させていただきます。
長	
三宅会長	用途制限も用途に限定していますけど、その他とか言わずに。こういう書き方で
days [a mt] man and a	あれば、これだけに絞られますよね。
都市計画課主	そうですね。これだけになります。
幹	
三宅会長	これよりほかのものはOKということですよね。
都市計画課主	工業専用地域の中で建てられる用途であればOKということになります。
幹	

三宅会長	大枠が決まっていますからね。
加島氏(道浦委	一点よろしいですか。前回のときに、7月から募集をかける予定であるという話
員代理)	をお伺いしたんですけど、募集の状況としてはどうですか。
都市建設部長	今、企業募集というお話がありましたが、一件、難航していることがありまして、
	募集には至ってございません。できるだけ早い時期に募集がかけられるようなかた
	ちで整備をさせていただきたいとは考えています。
三宅会長	ほかに何かございませんか。一回見ているものだから、皆さん、よろしいですか。
	それでは、事務局、(2)みよし莇生山田地区計画についてお願いいたします。
都市計画課主	それでは報告事項二点目のみよし莇生山田地区計画について御説明いたします。
幹	莇生山田地区につきましては、昨年度の審議会でも開発計画について御報告させ
	ていただきましたが、具体的な地区計画の案ができましたので、今回皆様に御報告
	させていただきます。本地区は、市街化調整区域ではありますが、まちづくり基本
	計画において住居系の開発誘導ゾーンとして定めている地域に位置しており、地区
	計画を定めることを前提に開発を許容する区域となっています。
	資料10ページをご覧ください。開発区域の位置は、赤色の線で囲まれた区域で、
	みよし市の北東部、大規模な区画整理が行われた三好ケ丘地区の南側に位置してい
	ます。また、みよし市の東部を南北に縦断する都市計画道路三好ケ丘駒場線の沿道
	の区域となっています。次に、資料11ページをご覧ください。地区計画を定める
	区域は外周を赤色の線で囲っている区域で、約10.3へクタールとなりますが、
	都市計画道路三好ケ丘駒場線に接する一部白抜きの区域は、地区計画区域には含め
	ますが、地区整備計画区域には含めない区域となっています。
	資料12ページの土地利用計画図をご覧ください。開発事業の計画戸数は196
	戸で、地区内には地区施設として区画道路を新設するほか、公園が3箇所、緑地が
	4箇所、調整池が5箇所配置される計画でございます。また、まちづくり土地利用
	条例の基準に基づきまして、消防水利として防火水槽が1箇所、消火栓が5箇所、
	ゴミ置き場が8箇所設置される計画となっています。
	続きまして、地区計画の内容について御説明します。資料は前に戻っていただき
	まして、6ページから9ページと12ページの土地利用計画図を併せてご覧いただ
	きたいと思います。今回の地区計画では、区域をA地区、B-1地区、B-2地区
	の三地区に区分します。 A地区は住宅用地としまして、B-1地区及びB-2地区
	は主に事業用地として整備計画を定めることとします。現在のところ、B-1地区
	は診療所や調剤薬局が、B-2地区ではスーパーマーケットが計画されています。
	建築物等に関する規制については8ページをご覧ください。まず、建築物の用途
	に関する規制内容については、表のとおりとなっておりまして、A地区は居住の用
	に供する建築物以外は規制し、B-1地区及びB-2地区において延床面積に制限
	を設けて店舗を許容します。建築物の用途以外の規制内容としまして、建築物の容
	積率の最高限度と建蔽率の最高限度をA地区とB-1地区に設定します。B-2地
	区は市街化調整区域に定められている建蔽率60パーセント、容積率200パーセ
	ントとしますので地区計画では定めません。建築物の敷地面積の最低限度は全ての

地区に対して200平方メートルとします。また、9ページにありますように、A

地区に対しては良好な居住環境を維持するため壁面の位置の制限と垣又はさくの構 造の制限を定めます。建築物等の高さの最高限度はA地区及びB-1地区は10メ -トル、B-2地区については20メートルと定めます。 地区計画の概要については以上となりまして、最後に今後のスケジュールについ てですが、地区計画の手続としまして、愛知県との事前協議を行った後、都市計画 法に基づく縦覧を行いまして、市の都市計画審議会に諮り、最後に愛知県との本協 議を経て都市計画決定の告示を行うこととなります。都市計画決定の告示は今のと ころ今年の12月を予定していますので、12月の都市計画審議会で皆様に御審議 をお願いすることになります。以上で簡単ではありますが、説明とさせていただき はい、ありがとうございます。場所は、山があるところですよね、一番東側の、 三宅会長 東名高速の上のところですね。 都市計画課主 そうです。 三宅会長 御質問ございませんでしょうか。 12ページのA地区は基本的には住宅系ということですよね。接道条件の関係で 宮崎委員 やむを得ないのでしょうけど、結構形状がずっと続くのかなみたいなのが、仕方が ないのかなと思いながら、もう少し何か緑のスペースにして、分譲するのを減らし た方がいいのではないかなと、これは印象です。それから、あとゴミの位置は、こ れは多分話合いでまた変わってくるのでしょうけど、意外と8箇所あるというので、 チェックしてみると場所によって意外と遠いなと思ったりするので、この辺は今後 また変わりますよね。 都市計画課主 環境課からは多いという話も出ております。 幹 宮崎委員 集合住宅からみると、確かに数としてはあるんですけど、ゴミを持っていくこと を考えると、かなり歩くなと思ったので。戸建ての住宅って、意外と場所によって も確かにピックアップするのが大変なのは分かるんですけど、遠い住宅の方からす ると、8箇所バランス良く取られていると思うものの、案外、ゴミといっても、普 通の生ゴミといくつかありますよね。住まわれる方はいろいろな世代の方がいらっ しゃるので、数の部分は分かるんですけど、生活のしやすさからすると、多い数だ けではなくて、集合住宅のゴミ捨て場とは違うのかなという印象を持ったので、そ の辺を後でもう少し検討していただければな、という印象と、それから接道条件が あるから、やむを得ない敷地割になっているんでしょうけど、どうですかね、ツー と行って、こういうのは確かにあるんでけど、そこをもう少しグリーンとか、数は 減っても、みたいなところはあるのでは、という印象です。もちろん、これって数 をたくさん売って、供給されたいというのは分かるんですけど、接道条件だけでは なくて、敷地の形状を含めて検討をして欲しいなという印象です。これは事業者が、 いつ分譲してみたいな、単価というか、計算上関わってくることだと思うんですけ ど。それから、先程会長が言われましたけど、山ですよね、結構斜面になっていま

	すけど、これは土砂とか、その辺は大丈夫なんですか。
都市計画課主幹	全体的に埋める方向で、盛土することになります。
宮崎委員	いろいろな災害が今あったりしているところで、盛土で、大きな雨とか大丈夫なんでしょうか。
都市計画課主	想定外の雨が降った場合は分からないですが、調整池とか、そういった雨水計画
幹	については県の河川課等とも協議させていただいた中で「いいですよ」ということ
	で進んでいるかたちになります。
宮崎委員	分かりました。ありがとうございます。感想です。
三宅会長	分かりました。大事なことですよね、生活上。先程緑が少ないんじゃないかとい
	うお話でしたが、垣根をグリーンになんかにするという決まりがあるんですか。三
	好ケ丘の街のほうは確かそうでしたよね。
都市計画課主	構造物の制限だけで、緑を植えなさいというものはないです。
幹	
三宅会長	ないですか。
都市計画課主	壁がすぐ道路脇に来るというようなことは避けるという話ではありますが、生垣
幹	又は透視性のあるフェンスという言い方をしていますので、その部分では生垣でや
	っていただければ、多少緑が増えるとは思います。
藤川委員	除外地というのが、3箇所あるんですけど、現状どうなっているのかということ
	と、除外地ということになって既存宅地になってくるということだと思うんですけ
	ど、これが網掛けができておるかと、例えば今既存で建っているが、将来的にもっ
	と高い建物が建ったりしたりとか、そういった影響はないですか。
都市計画課主	今の既存宅地のところについては、同じ地区計画の中で制限がされますので、建
幹	物については、先程建築制限だとか、A地区にかかってきますので、高い建物ができたりですとか、最低敷地も200平方メートルという縛りがかかってきますので、
	さたりですとか、最低敷地も200平方メートルという縛りがかかつてきますので、 基本的には開発される区域と同様の規制がかかるということになります。
 藤川委員	医外地という書き方がしてあったので。
鈴木主任主査	開発の除外地ということになります。
藤川委員	分かりました。
佐藤委員	三つお聞きしたいんですけど、一つは、ここをゆくゆく市街化区域に編入すると
	いうお考えなのか、そのまま市街化調整区域のままにするのか、ということが一つ
	と、それから、もう一つは、既存農地なんですが、既存農地のほうは地区整備計画
	にかかっていないんですけど、今土地をお持ちの方の御意向ですね、どういう御意 changa chan
	向なのか、ということが二つ目と、それから三つ目は、B-2地区の商業施設のと
	ころですが、ここは高さ制限を20メートルにされていますが、20メートルにさ
+w → → 1 === - \ -	れた理由をお知らせいただければと思います。
都市計画課主	一点目の市街化区域にしていくかどうかという話ですが、こちらにつきましては、
幹	将来的には市街化区域に入れていきたいという区域として予定しています。二つ目の開始にのますしては、地体者の大が2々かられて、この大ちなは其大的には労用
	の農地につきましては、地権者の方が2名おられて、この方たちは基本的には営農

	という御希望の中で、開発には参加しませんが、地区計画の区域に入れることにつ
	いては承諾するというかたちでお話ができていると聞いていますので、基本的には
	ここは農地のまま残るということになります。三点目ですが、地区計画のガイドラ
	インに高さの最高限度が20メートルという規定がありますので、こちらを使わせ
	ていただいて、20メートルということにしています。
佐藤委員	なるほど。続けて二つ目の質問の続きですが、既存農地の地権者の方なんですけ
	ど、市街化区域にこれから編入していく中で、市街化区域になると市街化区域農地
	になって、税金の関係の話も関わってくるかと思いますが、その辺も地権者の方は
	御理解をいただいているのか、ということと、先程のB-2地区の高さ制限20メ
	ートルの件ですけど、ここに20メートルを建てようとすると印象としてはかなり
	の高さになると思うんですね。したがって、先程の盛土とかの話がありましたけど、
	地盤面を下げてから20メートルにするのか、あるいは今の道路の、この県道の地
	盤面に合わせてから20メートルにするのか、だいぶ違うような気がするんですね。
	そのところを踏まえて、20メートルでいいのかどうか、いっぱいいっぱい20メ
	ートル建つと印象がどうかな、というところもあるんですが、その辺いかがですか
	ね。
都市計画課主	一点目の農地、市街化区域に入れられることについてどうかという話ですが、将
幹	来的に市街化区域に入れていくときに、愛知県と話をしていく中で、この農地のと
	ころについても何らかの開発がされた後でないと、市街化区域に編入していくこと
	が難しいのではないか、という考えでありまして、その段階では何らかの土地利用
	はされているのかなと思いますので、現状では税金について話をしている状況では
	ございません。B-2地区の20メートルという話の中で、ここを出入りする中で、
	現状、今地盤が都市計画道路よりも低い地盤になっていますので、出入りするため
	にはある程度盛土をしないと入れないのかなと思いますが、道路の盤まで上げるか
	どうかは、まだそこまでの計画が決まっていないのかな、というところです。この
	道路から入るためには、ある程度盤を上げないと、現状低いので入れないのかなと
	思います。
佐藤委員	それは、何かしら事業者さんからいっぱいいっぱいの高さまでにしていただきた
	いという御要望があったわけですか、そうではないですか。
都市計画課主	そこまでの意向はないです。
幹	
佐藤委員	そうですか。基本的にはスーパーとか、いわゆる商業施設を想定されているわけ
	ですが、それは20メートルまでいるかなと思うところがあってですね、いっぱい
	いっぱいまで、いろいろ使えるようにしておこうということのも一つのお考えだと
	いうのは理解できるんですが、ここに20メートルが建つと、結構北側の住宅とか
	も何となく影響を受ける気もしなくもないんですよね。
三宅会長	だいたい何階建てが建つんですか、20メートルだと。
佐藤委員	6、7階、階高にもよりますけど、普通の住宅でしたら7階になるんで、もちろ
	ん用途の制限で「マンションもいいですよ」と言っているので、例えば6階建ての

	マンションが建ったときに、建つかどうか分かりませんけどね、そういうのがちょ
	っとどうかなと。特段何か理由があって、20メートルにされているというわけで
	はないんですね。
都市建設部長	北側のほうの住宅の御心配をいただく中で、都市計画課主幹のほうから、盛土を
	していくという話がありましたが、今の高さの関係からすると、12ページの図面
	○ で、一番上側に通っている細い道路というのが、豊田市との境となりますが、豊田
	 市側は先程、山というお話がありましたが、この高さよりもどちらかというと、こ
	 ちらから豊田のほうへ下がっていくような形状になっています。このような状況下
	 の中で、みよし側にいきますと、この道路から三好ケ丘駒場線と申し上げたところ
	までが高低差が随分ありまして、下がってくるような形状になっていまして、それ
	よりもB-2地区のほうが若干低いという状況であります。現の三好ケ丘地区のほ
	うは、ちょうど登坂になっていまして、こちらのほうが道路からいっても高いよう
	な状況にはなっています。B-2地区のほうで建築をされる場合に、20メートル
	として、日陰であるとか、そういったことを考えますと、北側のほうにはなかなか
	建てづらいということになると考えておりますが、今回は利用度が多いかたちで、
	全 0 36 いということになると考えておりよりが、
藤川委員	地形のお話が出たので、確認だけ。A地区とB-1地区は区画も広くて、排水と
	いうのは、4箇所小さいのがありますが、これは一旦ここに溜めて、道路の面で排
	水をしていくのか、B-2地区にある少し大きめの調整池のほうへ、下流域に流し
	ていくのかどっちですか。
都市計画課主	B-2地区のほうにつきましては、そのまま西側に流していきまして、今のB-
幹	1地区とA地区のところについては、真ん中、こちらとこちら、2箇所調整池があ
	りまして、既存の排水管が道路を横断して西のほうへいっておりますので、そちら
	のほうの既存の排水路のほうへ流していくかたちになります。
藤川委員	道路に沿ってではなくて、西側のほうにですか。
都市計画課主	道路を横断して、西側のほうです。
幹	
藤川委員	下のあざぶの丘には影響はいということですね。
都市計画課主	影響はないようなかたちです。
幹	
石川委員	一つ、意見と感想です。実は、三好ケ丘を開発されたときに、ゴミ捨て場って非
	常に考慮されていないんですね。今でもゴミ箱の位置がどうのこうの、と揉めてい
	る行政区もありますけど、そういう面で設けることは絶対だと思うんですね。だか
	ら、その辺をちょっとバランスよく、これを見るとちょっと今数えたんですけど、
	■ B−1地区の東側はちょっと少ないような感じがするなというようなことがあるん
	 で、ちょっとそこの辺はバランスを見て欲しいなと思います。それが一つと、もう
	一つは、一つの区画はだいたい何平方メートルくらい、何坪でもいいですけど。
都市計画課主	200平方メートルの制限がありますので、200平方メートル以上、60坪で
幹	· 量。
1	I

石川委員	60坪、結構広いですね。最近、分筆したりして、小さい区画で売らないとなか
	なか売れないという業者の話もありますので、そうやって考えると、もう少し狭く
	てもいいのかなと。
都市計画課主	そうですね。しかし、今地区計画のほうで200平方メートルという縛りがあり
幹	ますので。
鈴木委員	先程、緑がちょっとという話で、緑地率みたいなのからすると、ここは相場とい
	うか、標準的なものですか。
都市計画課主	愛知県の条例のパーセンテージはクリアしています。
幹	
鈴木委員	分かりました。結構みよしは、緑地が広くて、有名なんですけど。もう少し広く
	てもいいのかなと思ってしまいました。
都市計画課主	あればいいんですけど、事業者さんの採算もありますので。
幹	
鈴木委員	豊田市に面しているというか、道路で分ける、豊田市側、ぎりぎり家を建てるよ
	うな、三好ケ丘もそうなんですけど、こっち側は豊田市ですよね。
都市計画課主	今の道路幅員が狭いので、6メートルの道路幅員を確保した中で、下がったとい
幹	うかたちですね。みよしが下がって、6メートルを確保して、住宅を開発するとい
	うことです。
鈴木委員	隣は緑地になっていますね。
都市計画課主	ここは豊田市になります。
幹	
鈴木委員	結構な斜面ですね。
都市計画課主	現状緑というだけで、緑地にはなっていないです。
幹	
鈴木委員	はい、分かりました。あと、ここでは違うテーマかもしれませんが、学区とかは
	決まっているんですか。
都市計画課主	学区は、三好丘緑になります。行政区と同じになります。
幹	
鈴木委員	緑ですか。それは良かったです。ありがとうございます。
三宅会長	コンクリートブロックは使ってはいけないですか。
都市計画課主	地区計画で設置してはならないとしています。
幹	
石川委員	先々のことで、これ開発が進んでいくと、地名なんかはどういうふうにされる予
	定ですか。
都市計画課主	既存の住宅で住んでいる方がみえる中で、名前まで変えていくかどうかというと
幹	ころはまだはっきり決まっていない状態です。
石川委員	土地は今莇生ですよね。莇生山田というと。普通莇生行政区の中からいくと、学
	区と行政区が変わってしまいますよね。不一致しますよね。ほかにもあるようです
	けど。そこらへんを見据えて考えたほうがいいのかなと思うんですけどね。

都市計画課主 幹	これから開発になりますので、こういったことも考えなればいけないですね。
石川委員	これ、高嶺も隣ですよね。高嶺と緑と両方隣になってしまっていますね。
都市計画課主	そうですね。
幹	
三宅会長	これ、番地の番号は後で付けるんですか。
都市計画課主	合筆して、もう一度切り直すようなかたちになると思いますので、地番は変わっ
幹	てくると思います。
三宅会長	役所のどこで行うのですか、都市計画課で行うのですか。
都市計画課主幹	これについては、総務課、名前はですね。地番のほうは法務局になります。
佐藤委員	先程の緑の話の続きなんですけど、B-2地区の後ろ、県道から見て後側になり
	ますけど、そこに緑地1号、2号と公園3号が配置されているんですが、先程の部
	長のお話からすると、B-2地区から見れば、あるいは県道から見れば、公園とか
	緑地は明らかに裏側になるわけですよね。この公園3号が、本来であればここの地
	区の人たちが使う公園として用意されるんでしょうけど、これ道路とか地形とかを
	考えると、入口がどう考えても、西側から入るようなかたちになると思うんですよ
	ね。そうすると、この公園ってほとんど誰も使わないような公園になるのが目に見
	えているんですけど。なので、事業者さんの御意向もあるので、仕方ないのかもし
	れませんが、もう少しお考えいただきたいところかなという印象はありますけどね。
	この緑地と公園は、付けられるところに付けましたというような印象でしかないの
	で、そこはもう少し言っていただいてもいいのかなというような気がします。
石川委員	これって、あれじゃないですか。送電線の下にある、土地利用できないところな
	んで、これにしたんじゃないですか。
鈴木委員	鉄塔があるんですよね。
三宅会長	ありますよね。
石川委員	ちょうど、3、4年前に建て替えているんですね、これ大きく。
宮崎委員	関連して、結局市街化調整区域だけども、将来的には編入したいけれど、農地と
	か、いろいろすると、実際には調整区域でずっとしばらくいくだろうということで
	すよね、たぶん。なかなかそういう意向ではあっても実際は調整区域のままであろ
	うと。
都市計画課主	可能性が高いです。
幹	
宮崎委員	可能性は高いということですよね。もちろん、開発を進めて、住宅をまだ要する
	に住む人が必要だということで計画を進められるのでしょうけど、やはり生活する
	人の視点に立って、事業者の意向で、区割りをこうするうんぬんもあるんですけど、
	生活者の視点に立ったときに、先程のゴミの位置もありましたけど、やっぱり区割
	りも含めて、200平方メートルというのは、私はあまり小さいとは思っていなく

	て、もちろん、もっと中心部だったら、市街化区域で、40坪、30坪あるでしょ
	うけど、この辺だったら、もう少し緑も含めて、生活しやすくて、調整区域だけど、
	というかたちでされたほうがいいんじゃないかなと。もちろん、将来的にはなりま
	すよ、というものの、それは何年先かは分からなくて、実際に分譲してからしばら
	くずっとその可能性が高いですよね。
都市計画課主	ここの農地の部分がありますので。県のほうで認めていただければ、編入ができ
幹	ていくのでしょうけど、そのへんのところはまだ調整されていないので、そういっ
	たお話、可能性は高いかなと思います。
宮崎委員	みよしで、地区計画をして売るので、環境面でこういうふうにして、というふう
	にしないと、もちろん「単価が安くて魅力的だわ」という方もいらっしゃるでしょ
	うけど、全体にみよし市として、というところを考えると、今の公園の問題もそう
	ですけど、その辺もう少し緑地とかプラス、何かされてはどうかな、という印象で
	す。
三宅会長	どうですか。
都市計画課主	おっしゃられていることは良く分かりますが、事業者との調整が難しいというと
幹	ころです。
三宅会長	こういう意見もあるということはね。
都市計画課主	前回からもいろいろお話を聞いていますので、そういったことはあるんですけど、
幹	なかなか思うとおりにはいかないというところです。
三宅会長	ほか何かございませんか。事務局のほうからも何か言い落としたということはあ
	りませんか、いいですか。委員の先生方よろしいですか。それではこれで議論を打
	ち切りにしたいと思いますが、よろしいですか。いろいろ御意見ありましたが、あ
	くまでも今宮崎先生がおっしゃったように、住む人の立場から、住んで良かったと
	思ってもらえるよう、できるだけ皆さんの便利がいいような開発ができればいいと
	思います。それでは、その他ですね。
鈴木主任主査	その他として、一点、御連絡させていただきます。前回の都市計画審議会で、今
	年度のスケジュールを報告させていただきましたが、その中で、莇生郷浦地区で用
	途地域の変更を計画している箇所がありまして、その報告を今回の都市計画審議会
	で行う予定をしていましたが、皆様にお示しできる具体的な計画が現状ではまとま
	っていないため、12月以降の都市計画審議会で御報告をさせていただきたいと思
	いますので、よろしくお願いします。なお、変更内容としては、工業専用地域の一
	部を工業地域に変更するものになります。以上です。
三宅会長	はい、分かりました。よろしいですか。では事務局のほうからお願いします。
都市建設部次	全体を通じまして何か御不明な点等ございましたらお伺いしますが、よろしかっ
長	たでしょうか。それでは、ほかに御質問などがないようでありますので、本日の審
	議会につきましては、閉会とさせていただきます。長時間に渡りまして、誠にあり
	がとうございました。次回の審議会ですが、先程話が出ていましたように12月頃
	に開催を予定しております。後日、日程を決定してご連絡させていただきますので、
	御出席をお願いします。

また、先日御案内の文書を送らせていただきましたが、来たる11月8日、金曜日ですが、岐阜県大垣市のほうへ視察研修を予定しております。積極的な御参加をいただけるようにお願いします。

それでは、これをもちまして令和元年度第2回みよし市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。